主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人中谷鉄也の上告理由について。

原審の事実認定は挙示の証拠によつて肯認し得、かかる認定の事実関係の下において、民法七一五条の適用ありとした原審の判断は正当である。原判決には何等所論の違法はなく、論旨は採用し得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	松	田	_	郎
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠